

## 令和6年度白鷹町新規就農者育成支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業情勢の急激な変化や農業従事者の高齢化が全国的に進展する中、将来に向けて持続可能な力強い農業を実現するため、新規就農者、町内の農家等で雇用又は就農に向けた研修等に取り組む者(以下「新規就農者等」という。)、あるいは新規就農者等を雇用する農家等(以下「雇用主」という。)の支援を行い、白鷹町内における新規就農者の育成と早期定着を図り、白鷹町農業の活性化と農業振興につなげていくことを目的とする。

(事業の種類別、内容及び採択要件)

第2条 この事業の種類別は次の各号の事業とし、事業の内容及び採択要件等は別表1のとおりとする。

(1) 定住支援事業

ア 賃貸住宅家賃支援

イ 住宅取得支援

(2) 農業用物件等導入支援事業

(3) 雇用促進支援事業

(事業主体)

第3条 前条第1項第1号及び第2号の事業主体は新規就農者等とし、居住開始から5年経過後も引き続き町内に居住し、農業経営に対する次のいずれかの計画等(以下「農業経営計画」という。)を有し、農業経営計画の実現を保証又はサポートする者がいる者とする。

イ 新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記2第6の1の(1)に基づく研修計画

ロ 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項に基づく青年等就農計画

ハ イ又はロの計画に準ずる内容と町長が認める計画

2 前条第1項第3号の事業主体は、町内に居住する新規就農者等と雇用契約を締結し、将来町の中核的農家としての育成を図ることが期待できると町長が認める雇用主とする。

(補助金の交付)

第4条 町は、前条に定める事業主体から補助金の交付申請があったときは、別表1に定める採択要件等を確認の上、別に定める令和6年度白鷹町新規就農者育成支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、予算の範囲内において補助するものとする。

（事業主体の責務）

第5条 事業主体は、この要綱の目的を理解するとともに目的達成のため、次の各号の責務を負うものとする。

- （1）第2条第1項第1号及び第2号の事業主体にあつては、白鷹町内での就農と定着に向け、農業経営計画に基づく研修や実践を行い、将来の中核的農家を目指すこと。
- （2）第2条第1項第3号の事業主体にあつては、新規就農者等が将来の中核的農家となり得るよう、責任を持ってその指導と育成に努めること。
- （3）補助事業により取得した物件等は、善良な管理に努めること。

（補助金の返還等）

第6条 次に掲げる要件に該当する場合は、事業主体は補助金を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として町長が認めたときは、この限りでない。

- （1）第3条の要件を満たさなくなった場合
- （2）農業従事を休止した場合
- （3）当該事業において取得した物件等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内に処分する場合

（その他）

第7条 この事業の実施について必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、町長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

事業種別	事業内容	採択要件等
(1) 定住 支援事業	<p>ア 賃貸住宅家賃支援</p> <p>賃貸住宅の賃借料に対し、3年を上限に、年間賃借料の2分の1又は36万円のいずれか低い額を助成する。</p>	<p>下記要件を全て満たすこと。</p> <p>イ 町内の賃貸住宅に居住している者</p> <p>ロ 本籍及び前住所が町外であり、二親等以内が町内に居住していない者</p> <p>ハ 居住開始から3年未満の者</p> <p>ニ 他の事業などで家賃補助を受けていない者及び公営住宅に入居していない者</p> <p>ホ 農業経営計画の実現を保証又はサポートする者がいる者</p>
	<p>イ 住宅取得支援</p> <p>一戸建て住宅の購入費に対し、購入費の2分の1又は80万円のいずれか低い額を助成する。</p>	<p>下記要件を全て満たすこと。</p> <p>イ 町内で一戸建て住宅を取得し居住する者</p> <p>ロ 本籍及び移住前住所が町外であり、移住開始から10年を経過しない者とし、かつ二親等以内が町内に居住していない者</p> <p>ハ 取得した住宅に5年間以上居住する者</p> <p>ニ 他の事業などで住宅購入補助を受けていない者</p> <p>ホ 農業経営計画の実現を保証又はサポートする者がいる者</p> <p>ヘ 取得住宅が損害保険に加入していることが確認できること</p>
(2) 農業用物件等導入支援事業	<p>農業用機械・車両（軽トラックに限る）及び施設・設備等（以下「農業用物件等」という。）の導入費用の2分の1又は50万円のいずれか低い額を助成する。（新品中古は問わない。消費税に相当する額を除く。）</p>	<p>下記要件を全て満たすこと。</p> <p>イ 町内で新規就農し、<u>就農開始から5年を経過しない者</u>で農業に従事する者</p> <p>ロ 本籍及び移住前住所が町外であり、二親等以内が町内に居住していない者</p> <p>ハ 農業経営計画の実現を保証又はサポートする者がいる者</p> <p>ニ 農業用物件等を本人の名義で購入又は賃貸借契約等の締結を行う者</p> <p>ホ 車両導入においては、不慮の</p>

		事故等に際し、賠償責任等に応じるに足りる損害保険に加入していることが確認できること
(3) 雇用促進支援事業	雇用主が雇用に際し必要となる農業用物件等の導入費用の2分の1又は50万円のいずれか低い額を助成する。(消費税相当額は除く。)	<p>下記要件を全て満たすこと。</p> <p>イ 雇用主と新規就農者等の間で雇用契約が締結されており、<u>当該年度の末日時点で雇用が継続されていること</u></p> <p>ロ 雇用する新規就農者等が雇用主の三親等以内の親族の者でないこと</p> <p>ハ 新規就農者等の雇用に際し、新規就農者等が必要とする農業用物件等の導入費用であることが確認できること</p> <p>ニ 白鷹町新規就農者受入協議会に所属し活動している者</p> <p>ホ 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に基づく農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けている者</p> <p>ヘ 導入する農業用物件等が雇用主の名義で購入又は賃貸借契約等の締結がされたものであること</p> <p>ト 車両導入においては、不慮の事故等に際し、賠償責任等に応じるに足りる損害保険に加入していることが確認できること</p>